

福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

平成 23 年 9 月 30 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所を撮影するための防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、市民等の権利利益を尊重するとともに、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止、予防及び再発防止、犯罪発生後の事件の解明等を目的として設置する公共の場所を継続的に撮影するための装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 公共の場所 市の施設、道路その他不特定多数の者が往来する場所をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラの映像表示装置に表示され、又は録画装置に記録された映像の情報であって、当該情報から特定の個人を識別することができるものをいう。

(届出)

第 3 条 公共の場所を防犯カメラにより撮影しようとするもの（以

下「防犯カメラ設置者」という。)は、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更又は廃止しようとするときも、同様とする。

(防犯カメラ設置者の責務)

第4条 防犯カメラ設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「管理責任者」という。)を置くこと。

(2) 防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「設置基準」という。)を定めること。

(3) 撮影する目的に照らして、最も適切な撮影範囲となるよう調整すること。

(4) 防犯カメラの撮影範囲内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨並びに管理責任者の名称及び連絡先を表示すること。

(5) 防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例の規定を受託者に遵守させること。

(管理責任者等の責務)

第5条 管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置基準を遵守し、防犯カメラの適正な管理及び運用を図ること。

(2) 映像データを編集又は加工しないこと。

(3) 映像データの滅失、損傷及び漏えい防止に係る措置を講ずること。

(映像データの保存期間等)

第6条 映像データの保存期間は、7日間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の保存期間を経過した映像データは、消去、破砕等により、当該映像データを復元できないよう適切に処分しなければならない。

(映像データの閲覧、利用又は提供)

第7条 管理責任者は、映像データを市民等に閲覧させ、防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 市民等の生命、身体、財産等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、防犯カメラの運用又は映像データの取扱いについて市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 市民等は、管理責任者が前項の規定による苦情について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な処理をするものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、管理責任者に対し、その管理する防犯カメラの管理、運用等について報告を求めるこ

とができる。

- 2 市長は、前項の報告により、この条例の規定に違反する行為があると認めるときは、当該管理責任者に対し、当該違反する行為の中止、是正等の勧告等を行うことができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に防犯カメラを設置しているものは、施行日から 3 月以内に第 3 条の規定による届出を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に廃止前の福生市防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱(平成 18 年要綱第 33 号)の規定によりなされている届出は、第 3 条の規定による届出とみなす。